

# 長崎市宿泊税システム整備費補助金等確認表での Q&A

## 【申告納入について】

質問内容	回答
<p>① 弊社は、予約はネット経由予約のキャッシュレス（事前決済）がほとんどです。各社予約サイトでは宿泊税という設定はできない仕様ですので、領収書にも表記されません。（事前決済の領収書は、お客様が予約サイトから出力することになります。）ここで一つ教えていただきたいのですが、上記の理由で、弊社からお客様に宿泊税の文言入りの領収書の発行はありません。ということは、お客様から予約サイト経由で頂いた宿泊代金（宿泊税込み）の中から、弊社が税額を管理し納税する、という考え方で問題ありませんか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p> <p>OTAから料金のお支払いは時間差があると思いますが、宿泊した月の翌月末日に宿泊数と税額を申告納付していただく必要がございます。</p>

## 【課税免除について】

質問内容	回答
<p>① ○○杯（○○は企業名）などのスポーツ大会は、課税免除の対象になるのか。</p>	<p>企業名などの冠がある大会であっても、その大会の主催者が（公財）日本スポーツ協会、（公財）全国高等学校体育連盟、（公財）日本中学校体育連盟、（公財）日本高等学校野球連盟、（公社）全国高等学校文化連盟、全国中学校文化連盟またはそれらの加盟団体であれば課税免除の対象です。</p>
<p>② クラブチームとしてスポーツ大会に参加する場合で、選手が複数の学校に在籍している場合は、それぞれの学校長の証明書が必要になるのか。</p>	<p>クラブチームの場合は、複数の学校に選手が在籍したり、学校が把握していない場合も想定されることから、大会主催者またはクラブチーム代表者の証明も可としております。</p> <p>●課税免除に必要な証明書</p> <p>(1)部活動の場合・・・学校長の証明書</p> <p>(2)クラブチームの場合・・・学校長または大会主催者かクラブチーム代表者の証明書</p> <p>ご質問の「選手が複数の学校に在籍している」場合は、それぞれの学校長が証明書を作成するとなると事務が煩雑となりますので、大会主催者またはクラブチーム代表者の証明書が望ましいと考えます。</p>

【その他】

質問内容	回答
<p>① 宿泊税を宿泊料金に上乗せする旨を HP に記載予定です。宿泊者の理解を得るためにも、宿泊者が分かる簡単な説明で構わないので、宿泊税に関する文言又は動画等を作成してほしい。</p>	<p>説明文例：長崎市では、2023年4月1日から宿泊税をいただいております。宿泊税は長崎市を訪れるみなさまにとって、「便利なまち」「楽しめるまち」「また行きたくなるまち」にするために活用されます。</p> <p>長崎市のホームページに宿泊税の概要を掲載していますので、リンクを貼り付けるなどご対応ください。なお、現在、多言語対応のポスター、チラシ、HPバナー等を作成中です。データが完成しましたらホームページに掲載いたしますので、ご活用いただければと思います。</p>
<p>② 今、現在、手書きで対応していますが、どうしたらいいですか？</p>	<p>領収書・申告書ともに手書きでご対応いただいても問題ありません。申告書につきましては、3月に納付書を1年分お送りする時に同封いたしますので、コピーして使用いただければと思います。</p> <p>なお、パソコン等での管理をお考えの場合は、令和4年度はシステム整備費補助金（補助率1/2、上限50万円）を準備しておりますので、ご活用いただければと思います。</p> <p>※補助金は今年度のみとなっております。</p>
<p>③ 1泊1人5000円以下の宿の宿泊税は一律のことですが、不公平ではないですか。零細事業者に損な制度ではないでしょうか。</p>	<p>長崎市の宿泊税制度においては、東京都や大阪府のような「免税点（一定の宿泊料金以下の場合、宿泊税を徴収しない）」は設けておりません。これは、宿泊料金に関わらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>免税点を設けないことで、宿泊料金が安くなればなるほど宿泊税の割合が高くなることから、宿泊料金に対する宿泊者の負担率を考慮し、先行都市も参考に、宿泊料金に対する税額の割合が概ね1.0%～2.5%程度となるよう設定しておりますが、これは、制度設計上、最低税額の線引きをどこかで設定する必要があることから、宿泊料金10,000円未満というラインを引かせていただいたものです。</p> <p>仮に、定率による宿泊税とした場合、宿泊料金の負担に対する公平性は担保されますが、その都度税額を計算する必要が生じるため、宿泊事業者の徴収事務が非常に煩雑となりますので、負担の公平性にも配慮しながら、できるだけ簡素でわかりやすい税制度とするため、応益課税（一定のサービス享受に対する課税）に応能課税（納税義務者の支払い能力に応じた課税）の考え方を加味して、宿泊料金に応じて3段階での税額設定といたしました。</p>

④	<p>宿泊税導入後はほとんどのエリアでお客様よりご指摘・お叱りを受けることが多いと聞いています。その場合、税金ですのでホテルでの対応ではなく役所での対応になると思いますので専用窓口設置していただければお客様へご案内もしやすい(役所からの説明でないと引かないお客様が多い模様)</p>	<p>周知不足により、お客様とトラブルになることがあると聞いております。宿泊税導入に向けて、ポスター、チラシ等の広報物を作成し、皆様にお配りする予定ですので、ポスターの掲出やチラシの配置、ホームページへの掲載等にご協力をお願いいたします。</p> <p><b>【問合せ先】</b>  申告について：市民税課（095-829-1133）  制度について：収納課（095-829-1130）  使途について：観光政策課（095-829-1152）</p>
---	---	---

**【長崎市宿泊税システム整備費補助金について】**

質問内容		回答	
①	<p>システム等の購入先（見積依頼）の指定はありますか。</p>	<p>納品、支払い確認に係る書類提出が必要となるため、システム事業者、レジや券売機等の専門業者、家電量販店や電器店などからの購入に限ります。(個人間での売買は不可)</p> <p><u>ネット等で購入される場合は、補助申請時に見積書、実績報告時に領収書等の書類が提出できない場合は補助金の交付ができませんので、書類の発行ができるか事前の確認をお願いします。</u></p>	
②	<p>補助対象にPCと記載がありましたがハードウェアのPC購入だけでも対象となるのでしょうか。システムと一緒に導入しないと補助対象外となるのでしょうか。</p>	<p>システムを導入せずにエクセル等で宿泊税を管理する場合も想定されるため、パソコンのみの購入でも補助対象となります。</p> <p>長崎市で作成した申告書及び月計表のエクセルデータがホームページからダウンロードできますので、ご活用いただければと思います。</p>	